

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

4

◇ 規 則

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

8

- 北九州市災害救助法施行細則の一部を改正する規則【危機管理室危機管理課】

9

◇ 告 示

- 北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示【環境局循環社会推進部業務課】

10

- 徴収事務の委託【産業経済局地域・観光産業振興部渡船事業所】

13

◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

14

- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】

15

- 小倉駅南口東地区市街地再開発組合の解散の認可【建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課】

16

- 特定調達契約の相手方の決定【教育委員会学校支援部学事課】

17

- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告【建設局道路部街路課】

18

◇ 消 防 局

- 北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 個人市民税に係る所得控除にひとり親控除が新設されることに伴い、扶養親族等申告に係る記載事項を変更することにしました。
- 2 その他所要の規定の整備を行うことにしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の令和2年度の保険料を減額し、次のとおりとすることにしました。

(1) 介護保険料の所得段階が第1段階の者 21,920円

(2) 介護保険料の所得段階が第2段階の者 32,880円

(3) 介護保険料の所得段階が第3段階の者 51,150円

- 2 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を令和3年2月28日までの間において市長が別に定める期間に延長することにしました。

- 3 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を令和3年3月までの間において市長が別に定める期間に延長することにしました。

この規則は、1については令和2年4月1日から、3については同年3月31日から施行し、2については同月1日から適用することにしました。

◇北九州市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則の一部改正に伴い、規則中の実費弁償に関する必要な事項を定める規定において引用する規定を同細則から同細則の規定による告示に改めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 3 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 2 7 条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 9 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 4 2 条第 9 項中「第 3 4 3 条第 9 項」を「第 3 4 3 条第 1 0 項」に改める。

第 4 9 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 4 9 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」に改める。

第 7 7 条の 3 中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 4 6 9 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 1 6 条の 2 の 3」を「第 1 6 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 7 7 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する申告書に前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 1 6 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 7 7 条の 5 第 1 項中「第 7 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 7 条の 3 第 3 項」に改める。

第115条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

付則第9条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付則第20条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第42項から第44項まで」に、「第34項」を「第33項」に改める。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項中「平成32年度」

を「令和５年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第２条 別段の定めがあるものを除き、改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 新条例第２７条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用する。

３ 新条例第２７条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第２７条の３第１項に規定する申告書について適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

第３条 新条例第３９条第２項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第４条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第５条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部

分は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された旧法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 0 号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成 1 2 年北九州市規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 1 号中「2 7, 4 0 0 円」を「2 1, 9 2 0 円」に、同条第 2 号中「4 2, 0 2 0 円」を「3 2, 8 8 0 円」に、同条第 3 号中「5 2, 9 8 0 円」を「5 1, 1 5 0 円」に改める。

付則第 3 項中「平成 3 2 年 2 月 2 9 日」を「令和 3 年 2 月 2 8 日」に改める。

付則第 4 項中「平成 3 2 年 3 月」を「令和 3 年 3 月」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項及び第 4 項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の付則第 3 項の規定は、同年 3 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 2 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 2 号

北九州市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

北九州市災害救助法施行細則（令和元年北九州市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 1 4 条」の次に「の規定による告示」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合における必要な読替えは、危機管理監が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第105-3号

北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年北九州市告示第103-10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「おいて」の次に「住宅に」を加え、「設置しよう」を「設置し、又は災害に伴いその更新若しくは改築（以下「更新等」という。）をしよう」に、「対し、」を「対して」に改める。

第2条第3号中「に規定する公共下水道の事業計画に定める予定処理区域外」を「の事業計画において定められた同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（以下「下水道予定処理区域」という。）以外」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

（3） 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。

（4） くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する構造のくみ取便所の便槽をいう。

第3条の見出しを「（補助対象者）」に改め、同条第1項中「おいて」の次に「住宅に」を加え、「設置しよう」を「設置し、又は災害に伴いその更新等をしよう」に、「対して」を「対し」に改め、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 法第5条第1項の規定による届出をしていない者又は当該届出をした者で同条第2項の期間を経過していないもの若しくは同条第4項ただし書の通知を受けていないもの（同条第1項ただし書のとくにあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の建築主事の確認及び確認済証の交付を受けていない者）

（2） 小型浄化槽を設置し、又は災害に伴いその更新等をするために必要な権原を有しない者で、当該権原を有する者の承諾を得ていないもの
第14条を第16条とし、第6条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第5条各号列記以外の部分中「補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）」を「補助対象工事」に、「処理対象人員10人」を「人槽区分10人槽」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出の写し及び同条第4項ただし書の通知を受けた者にあつては当該通知の写し（同条第1項ただし書のときにあつては、建築基準法第6条第1項の確認済証の写し）

第5条第2号中「案内図」を「位置図」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 小型浄化槽を設置し、又は災害に伴いその更新等をするために必要な権原を有しない者にあつては、当該権原を有する者の承諾書

第5条第4号中「写し」の次に「及び工事費用に関する内訳明細書の写し」を加え、同条第8号中「（配置配管図）」を「及び宅内配管工事の図面」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 第5条第2号の費用に係る補助金を受けようとする者にあつては、法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査に係る検査依頼書の写し

第5条を第7条とする。

第4条の表以外の部分中「補助金」を「前条第1号の費用に係る補助金」に改め、同条の表中「、7人槽」を「及び7人槽」に、「8人槽～50人槽」を「8人槽から50人槽まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2号の費用に係る補助金の額は、宅内配管工事の費用の実費に相当する額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）とする。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の使用を廃止し、小型浄化槽を設置する工事
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽を設置する住宅（下水道予定処理区域内の住宅を除く。）に居住する者が、住宅の新築又は改築に伴い小型浄化槽を設置する工事
- (3) 下水道を使用する者が、住宅の新築又は改築に伴い小型浄化槽を設置する工事
- (4) 災害に伴い必要となった住宅の建替えに伴い小型浄化槽を設置する工事
- (5) 災害に伴い必要となった故障した小型浄化槽の更新等の工事

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に係る次に掲げる費用とする。

(1) 小型浄化槽の費用及びその設置に必要な工事（当該工事に付帯して行う宅内配管工事（小型浄化槽への流入管、小型浄化槽からの放流管、ます及びポンプの設置に係る工事をいう。次号、第6条第2項及び第7条第8号において同じ。）を除く。）の費用

(2) 宅内配管工事（単独処理浄化槽の使用を廃止して小型浄化槽を設置する工事に付帯して行うものに限る。）の費用

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市告示第 1 3 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 2 3 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 4 月 3 日 第 7 5 4 9 0 4 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区東水町 2 0 7 番 1 0	1 1 . 2 9	4 . 1 0

北九州市公告第232号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・44－65号曾根苅田線

3・4・44－210号下曾根駅前線

12号下曾根駅北口自転車駐車場

北九州市公告第 2 3 3 号

都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）第 4 5 条第 4 項の規定により小倉駅南口東地区市街地再開発組合の解散を認可したため、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 組合の名称

小倉駅南口東地区市街地再開発組合

2 施行地区

北九州市小倉北区京町三丁目、浅野一丁目及び博労町の各一部

3 事務所の所在地

北九州市小倉北区魚町一丁目 4 番 2 1 号

4 設立認可の年月日

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

5 解散認可の年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市公告第 234 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
門司総合特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年 12 月 24 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
西鉄バス北九州株式会社
北九州市小倉北区砂津一丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
2 億 1, 211 万 4, 100 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するため

北九州市公告第 2 3 5 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和 2 年福岡県告示第 3 1 5 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・6 5 号曾根苅田線	北九州市小倉南区下曾根一丁目、下曾根二丁目及び下曾根三丁目
3・4・2 1 0 号下曾根駅前線	
1 2 号下曾根駅北口自転車駐車場	

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市消防局訓令第 2 号

庁中一般

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市消防長 月 成 幸 治

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市消防局部長以下専決規程（昭和 6 1 年北九州市消防局訓令第 3 号）
の一部を次のように改正する。

別表中

任用・配置		〔人事課長〕 臨時的任用職員		を
職の設定		〔人事課長〕 会計年度任用職員		に

改め、同表の公傷病の認定の項中「臨時的任用職員・非常勤の職員」を「非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 7 4 号）第 1 条各項に規定する職員を除く。）」に改め、同表の公傷病の支給の項中「臨時的任用職員・非常勤の職員」を「非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令第 1 条各項に規定する職員を除く。）」に改める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。